

学校再開のためのガイドライン作成にあたって

大阪教育大学附属天王寺小学校
学校安全・安心検討委員会

以下は、新型コロナウイルス感染症に対応した文部科学省 5 月 13 日付の事務連絡の内容をもとに、本校における『学校再開のためのガイドライン』作成を行うための資料である。（なお、5 月 21 日に追加された内容についても記載済み：その場合は、05. 21 と記載）

文部科学省からの連絡内容を受けて、本校での具体的対策を検討するにあたり、その判断基準となる文部科学省の Q & A を左部分、本校での具体的対応を右部分に、記載する。

また、赤字部分は特に注目した文章であり、緑色部分は本校で考案した具体的方策の強調点である。なお、本資料は、今後の状況により更新の可能性もあるため、随時更新していくこととする。

<学校再開について>

～保健管理等に関すること～

<p>問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。【05. 13 更新】</p>	
<p>○3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが必要です。</p> <p>○各学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をお願いします。</p>	<p>○教職員間で、「3密」の定義について、具体的教育活動事例をもとに、共通確認する。</p> <p>○学校医から、「健康確認カードに平熱を記載する欄を設け、平熱+1℃のときを発熱状態とすること」という指導を受け、平熱記入の欄を設けた。</p> <p>○学校医から、「呼吸器の疾患をもっている児童には特に注意すること」と事前指導を受け、学校再開前に該当児童に個別に電話にて健康観察を現在行う予定（5月21日現在）</p> <p>○健康診断を行う際には、「密」にならないよう、指導を受けたため、体育館で実施することとした。</p>
<p>問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。</p>	
<p>○様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入るやトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。</p> <p>○また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。</p>	<p>○手洗いを推進するとともに、校時表に「手洗いの時間」を設定する。</p> <p>○タオル、ハンカチ以外にも、個人持ちの「除菌シート」を持参するよう促す。</p>
<p>問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけなないのか。</p>	
<p>○基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。</p> <p>○ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。</p> <p>○なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行っ</p>	<p>○ノータッチ式ディズペンサーをふきぬけに設置し、登校してきたら、すぐにアルコール消毒を行うよう、指導する。</p> <p>○ノータッチ泡ハンドソープを設置し、手洗いを促す。</p>

<p>てください。</p>	<p>○児童のアルコールに対するアレルギー反応について事前に調査した結果、5月中旬時点では、該当児童なし。</p>
<p>問4 児童生徒等の健康管理はどのように行うか。【05.13 更新】</p>	
<p>○家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。</p> <p>○発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。</p> <p>○なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。</p> <p>○また、同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかけることも大切です。</p>	<p>○検温の確認ができなかった児童は、校舎に入る前に、臨時テントにて、担任以外の教員で、検温・健康観察を行う。（保健室・職員室が「密」になる可能性があるため。また、体調不良の児童が保健室に在室している可能性もあるため。）</p> <p>○学校再開予定日より、2週間前から毎日の健康観察を全児童に行う。（健康確認カードの事前配付）</p>
<p>問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。【05.13 更新】</p>	
<p>○当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。（指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください。</p> <p>○また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関（小児の場合は、小児科医による診察が望ましいとされています）等に電話などで相談するようご家庭に指導してください。</p> <p>（以下、厚生労働省HPより引用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 <ul style="list-style-type: none"> ※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。 <p>○その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特</p>	<p>○外傷の児童は、職員室で処置を行い、体調不良の児童の対応は、保健室で行うことで、接触を避ける。</p> <p>○保健室の中を、ビニルシートで区切り、保健室内での接触を避ける。</p> <p>○体調不良の児童に対応する教員は、N95マスク・フェイスシールド・ビニル手袋（2枚）・シューズカバー・ビニル製レインコートを着用する。</p> <p>○体調不良の児童が下校した後は、アルコール度数が高い消毒液を用いて、消毒・清掃を行う。</p> <p>○他の児童との接触を避けるため、発熱した児童が在室している場合は、保健室入り口に教職員共通のマークを掲示し、むやみに立ち入ることがないように、周知する。</p>

<p>定等、必要な調査を行うこととなりますのでこれにご協力ください。(なお、学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。)</p> <p>○以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。</p>	
<p>問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。</p>	
<p>○まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。</p> <p>○その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。)</p> <p>○幼稚園についても同様の取扱いとなります。幼稚園幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨をご記載ください。</p> <p>○なお、医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。</p>	<p>○HP、プリントにて、事前に説明を行う。</p>
<p>問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。</p>	
<p>○検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人(や保護者)に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人(や保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。</p> <p>○感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会においてもご協力ください。</p> <p>○なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。</p>	<p>○児童、教職員の感染が判明した場合は、大学へ報告をするとともに、保健所に連絡をし、校内の消毒やその他対応について、指示を仰ぐ。</p>
<p>問8 新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。【05. 21 新規】</p>	

<p>○児童生徒等に発熱がみられた場合には学校を休むよう周知しているところですが、熱が下がった後にすぐに登校してよいかどうかについては、地域の感染の状況によって判断が変わるものと考えられます。</p> <p>○地域で感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間自宅にとどまっていただくことが適切かと思われませんが、そもそもそのような地域では、学校教育活動が実施されていないものと考えられます。</p> <p>○他方、感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合に登校を拒む根拠は乏しいと考えています。</p>	<p>○解熱した後であっても、翌日すぐに登校するのではなく、自宅にてようすを見ていただき、症状により次の登校日を判断する。（参考：インフルエンザの場合は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで登校できない。）</p>
<p>問9 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。【05.13更新】</p>	
<p>○換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにします。</p> <p>○授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の種類は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。</p> <p>○なお、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。</p> <p>○また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。</p>	<p>○事前に学校薬剤師に換気の方法、消毒の仕方について、助言を得た。</p> <p>○エアコン使用時も、2方向の窓を開放する。</p> <p>○教室の24時間換気システムを常時稼働する。</p> <p>○学校再開までに、児童が使用する水道水の塩素濃度を計測を行う予定。</p>
<p>問10 窓のない部屋ではどうしたらよいか。</p>	
<p>○窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮してください。</p>	<p>○廊下の換気をよくするため、大型扇風機を設置する。</p>
<p>問11 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。</p>	
<p>○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。</p>	<p>○体育館を使用する際は、上部窓、サイドの扉を開け、換気を行う。</p>
<p>問12 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。</p>	
<p>○教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。</p> <p>○消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを例示していましたが、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただけますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>○なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経</p>	<p>○朝、昼、夕方、児童が手を触れる場所の消毒を行う。</p> <p>○トイレについては、可能な限り、休み時間後ごとに消毒を行う。</p> <p>○トイレ入り口、教室入り口に、消毒液をしみこませたマットを設置し、靴底裏の消毒を行う。</p>

<p>済産業省において以下 URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf</p>	
<p>問 1 3 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。</p>	
<p>○感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があります。学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導することなどが考えられます。</p>	<p>○共用する物品を利用する必要がある場合は、児童が持参するマイ手袋を使用する。</p> <p>○教室備品として、使い捨てビニル手袋を用意する。</p>
<p>問 1 4 どのような場面でマスクをすればよいか。【05.13 更新】</p>	
<p>○学校教育活動においては、通常マスクを着用してください。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いいたします。</p>	<p>○マスクの着用について、保護者にも事前に連絡する。</p> <p>○万が一、マスクを忘れて登校して児童については、学校予備マスクを提供する。</p>
<p>問 1 5 学校においてマスクが足りない場合、国から送付されたものが余る場合にはどのように対処すべきか。</p>	
<p>○マスクについては、国内外において急激に需要が増加しており、依然としてその不足解消しておりませんが、関係省庁と連携し4月中旬から小中学校等の児童生徒及び教職員分の布マスクの配布を始めています。</p> <p>○全国の各学校に対して順次配布を進めていきますが、学校に届いたマスクについて数量が不足する、または10枚以上の余剰がある場合には専用の電話相談窓口（0120-603-100）へご連絡ください。</p> <p>○布マスクが配布されるまでの間については、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等の活用をお願いしています。</p> <p>○引き続き関係省庁と連携して、学校に対するマスクの供給確保に取り組むとともに、学校の再開に向けて感染症対策に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考にいただければと考えております。</p>	<p>○5月21日現在、本校には「布マスク」は未着。</p>
<p>問 1 6 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないかな。</p>	
<p>○基本的に、ご家庭でご用意いただくものと考えておりますが、ご家庭において、十分な対応が困難な場合も考えられることから、地域においても子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただくよう、3月25日付け事務連絡において依頼しています。</p> <p>○さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。</p>	<p>○保護者へマスクの準備について事前に協力を依頼する。</p> <p>○マスクの作成については、教員の在宅業務の1つとして提案済。</p>

問17 手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。	
<p>○手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、流水と石鹸での手洗いを指導して下さい。</p> <p>○なお、児童生徒等に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。</p>	<p>○多くの児童が、公共交通機関を利用して登校してくることから、登校時には、手指消毒を行うようにする。</p>
問18 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。	
<p>○現在、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対して、4月中に1枚5月以降に1枚、繰り返し使用可能な布製マスクを配布すべく取組を進めているところです。</p> <p>○また、学校設置者に対して、児童生徒用及び教職員用のマスク、消毒液・非接触型体温計等の保健衛生用品の購入等に要する経費の支援を行います。</p> <p>※地方公共団体、学校法人 購入費用の2分の1の国庫補助 国立大学法人 購入費用の10分の10の国庫補助</p> <p>○また、幼稚園についても、教職員に対して布製マスクを配布するとともに、子供用マスク、消毒液、非接触型体温計等の購入経費の支援を行います。</p>	<p>○5月21日現在、本校には「布マスク」は未着。</p> <p>○保健衛生用品の購入に要する経費については、附属学校課へ報告している。</p>
問19 海外から帰国した児童生徒が2週間の自宅等での待機を要請された場合、その期間は欠席となるのか。	
<p>○その期間は学校保健安全法第19条に定める出席停止として取り扱って構いません。</p>	
問20 患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。【05.13更新】	
<p>○新型コロナウイルス感染状況把握調に回答ください。〆切は4月10日に一旦締め切りましたが、それ以降も患者が出た際にはその都度様式にてご報告ください。公立・国立学校は設置者に、私立学校は都道府県の私学主管部局に、それぞれご報告をお願いします。報告を受けた設置者/私学主管部局は様式を用いて調査票を作成のうえ、(市町村立学校については都道府県経由で)文部科学省担当者宛てにご報告をお願いします。なお、電話等での報告は不要です。</p>	
問21 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。また、スクールバスの運行に当たって国からの支援はあるのか。	
<p>○スクールバスにおいても3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが望ましいと考えます。</p> <p>○具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと ・乗車前に検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる 	<p>○公共交通機関の車内において、「会話を控えること」「手すりやドアをむやみに触らないこと」を事前に家庭で指導してもらうよう、保護者へ連絡済。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導すること ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること ・多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること <p>等が考えられます。</p> <p>○スクールバスの利用や契約の状況等を踏まえ、スクールバスの運行に関するルールや留意点を予め利用者や保護者に示しておくことが望ましいと考えます。</p> <p>○また、学校設置者による特別支援学校のスクールバスでの感染リスクの低減を図る取組(スクールバスの増便による1台に乗車する幼児児童生徒の少人数化等)に要する経費の支援を行います。</p> <p style="text-align: center;">※特別支援学校を設置する地方公共団体、学校法人</p> <p style="text-align: center;">2分の1の国庫補助</p> <p style="text-align: center;">特別支援学校を設置する国立大学法人 10分の10の国庫補助</p>	
問22 児童生徒等の定期の健康診断はどのように実施すればよいか。	
<p>○令和2年3月19日付けの事務連絡において、毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしたところです。</p> <p>○「実施体制が整わない」とは、例えば、学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなどが考えられます。</p> <p>○健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施してください。さらに、健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得るようにしてください。また、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられます。</p> <p>○健康診断を実施する場合は、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重ならないよう、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努めること ・部屋の適切な換気に努めること ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにすること ・会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○現時点では、7月にプール開きがあると想定して、必要な検診は、6月末までに実施予定。 ○「三密」を避けるため、検診場所を体育館に変更する。(ただし、一部検診は保健室で実施。) ○検診時には、毎回ビニル手袋を取り替えたり、消毒を行ったりする。 ○検診実施日は、男女別登校日とし、検診時の着替えや待機時間の密集を避ける。

<p>等の工夫が考えられるほか、検査に必要な器具等を適切に消毒してください。(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」参照) また、日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施してください。</p> <p>○健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。</p>	
<p>問23 教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。</p>	
<p>○令和2年3月19日付けの事務連絡において、毎学年、定期に実施することとなっている職員の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに実施することとしたところです。(労働安全衛生法に基づく健康診断の側面もあることから、厚生労働省が示す見解も踏まえて対応することが必要であることにも留意)</p>	<p>○大学からの指示に従う。</p>
<p>問24 職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。</p> <p>【05.13 新規】</p>	
<p>○教職員においては、児童生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組んでいただくほか、飛沫を飛ばさないようにマスクを着用してください。</p> <p>○また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組んでいただくとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養するようにしてください。</p> <p>○職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1～2メートル)し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにしてください。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。</p> <p>○職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムなどを活用することが考えられます。</p>	<p>○教職員1人につき50枚のマスクを配布済。</p> <p>○3月より、毎朝の検温・健康管理を実施中。</p> <p>○分散勤務の奨励については、5月上旬通達済。</p> <p>○職員会議は、原則学年1名参加の学年主任会の形式で実施。また、決定事項については、Teams、LINEにて周知。検討事項については、その案件をLINEで周知し、各自の意見は、Teamsや用紙に書き込み、意見を収集する。</p>

～心のケア等に関すること～

<p>問25 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。</p>	
<p>○学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられるところです。</p> <p>○ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適</p>	<p>○学校再開後の校時表作成にあたり、学習の遅れに対応することも重要だが、心のケアの面から「休み時間」も十分に確保し、担任と児童の交流を大切にする。</p> <p>○上記観点から、「放課後遊び」の時間も確保する。</p>

切に対応いただくようお願いいたします。	
問26 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよい か。	
<p>○感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。</p> <p>○そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた 指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いいたします。</p> <p>○また、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページや SNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いいたします。</p> <p>○なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならないことと考えています。</p>	<p>○道徳科、学級活動、学級指導等の時間を用いて、指導を行う。その指導の内容について、HPでも広く周知する。</p>

～学習指導に関すること～

問27 臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。	
<p>○臨時休業等が続いた場合であっても、児童生徒が授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、令和2年4月10日付け 初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において、各教育委員会・学校等に必要な措置を講じることを依頼しているところです。</p> <p>○具体的には、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。</p> <p>○また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを依頼しているところです。</p> <p>○文部科学省としても、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に、本 20 サイトを活用いただくことも考えられます。また、各学校・設置者等が教科書を十分に活</p>	<p>○教育支援アプリ「ロイロノート」の活用（教師からの動画配信）、G-suite の導入により、学習支援を行う。</p> <p>○人材増員については、附属学校課に確認中。</p>

<p>用して必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。</p> <p>○更に、登校再開後に向けては、各教育委員会や学校における取組を支援するため、教員の加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について、その配置のための経費を支援する予定であり、退職教員等の協力もいただきながら、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行っていただきたいと考えています。</p>	
<p>問28 本年度新たに入学した児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかつた範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。</p>	
<p>○文部科学省としては、令和2年3月24日付け事務次官通知において、特に今春進学する児童生徒に対して、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があり、措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただくよう、各教育委員会等に依頼したところです。</p> <p>○進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補足的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習を行う、追加の家庭学習を適切に課す等の配慮が考えられます。</p> <p>○なお、前の学校段階で指導できなかった内容について、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。</p>	
<p>問29 進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかつた場合に、本年度の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。</p>	
<p>○臨時休業等に伴い、今春進級した児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。</p> <p>○その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。</p>	<p>○全学年での未習単元については、一覧表にし、全教員で共通確認を行い、指導を行う。</p> <p>○今年度カリキュラムについては、各教科部から、指導単元の順や、時数の工夫を具体的な提案を行う。内容については、随時HPにて公開する。</p>
<p>問30 令和2年2月までに前学年における指導事項を全て終えており、3月は前学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところ</p>	

<p>である。この場合においても、令和2年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。</p>	
<p>○令和2年3月の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、必要な措置を講じるなど配慮することが求められます。</p> <p>○しかし、一斉臨時休業の前に令和元年度の全指導事項を終えており、かつ一斉臨時休業期間中にも復習のための家庭学習を適切に課していたなど、学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、学校や設置者において、令和2年度に補充のための授業を実施しないという判断をすることも十分に考えられます。</p> <p>○ただし、その場合も、課された家庭学習の取組状況等も踏まえ、児童生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるなど配慮することは重要です。</p>	<p>○一斉休業前に課した課題について、学習内容が定着しているか確認し、必要であれば、今年度指導内容にスパイラル的に取り入れることができるよう、指導方法を工夫する。</p>
<p>問3-1 補充のための授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。</p>	
<p>○臨時休業等に伴い、やむを得ず登校できなかった児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校再開後には、学校において学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じていただくことが求められます。</p> <p>○その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮した上で、各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です(学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条等)。</p> <p>○なお、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となります。</p>	<p>○授業時数の確保のために、今年度は「前期」「後期」の2学期制を取り入れる。</p> <p>○夏季休業を8月1日～23日とし、令和元年度より、夏季休業を13日間短縮(昨年度と比べて)する。</p> <p>○運動会練習の時間のための時間を削減し、授業時数にあてる。</p> <p>○土曜日については、児童の学校以外での活動場所の確保(スポーツクラブ、発表会、各種習い事など)、家族との時間の確保のため、授業を実施しない。</p>
<p>問3-2 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるためにどのような工夫が考えられるか。</p>	
<p>○臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業等の必要な措置を講じるなど配慮することが求められますが、その際に、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫を施すことは考えられます。</p> <p>○令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項について、限られた時間を効果的に使って必要な措置を講じるための工夫としては、例えば、</p> <p>・令和2年度の教育課程内において(※1)、令和元年度の未指導事</p>	<p>○昨年度末までの未習内容については、一覧表にしてまとめ、各担任に周知する。</p> <p>○各教科部によって、学年間の内容の系統性についての分析を行い、指導時期・指導方法について、提案する。</p>

<p>項と同じ系統性の内容を指導する際に（※2）扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する ・家庭との連携を図りながら学校において適切な家庭学習を課し、学校において児童生徒の学習状況を把握した上で、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対して、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる <p>等が考えられます。</p> <p>○なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、令和元年度に指導できなかった内容について、各学校や設置者における補充のための授業等の検討に資するよう、指導上の工夫に関する資料の作成を依頼しており、こうした資料を必要に応じて活用していただくことも考えられます。</p> <p>※1 令和2年度の教育課程内で補充のための授業を行う場合、そのことのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。</p> <p>※2 平成29年改訂小・中学校学習指導要領解説総則編にあるとおり、学習指導要領の各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されています（小・総則 P.70、中・総則 P.71）</p>	
<p>問33 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、本年度に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。</p>	
<p>○学年末考査などの定期考査の実施について法的な規定はなく、昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施しても差し支えありません。</p> <p>○昨年度に実施する予定だった学年末考査を本年度に実施する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とされていること ・各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと ・指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていることを踏まえ、令和2年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることになります。 	<p>○全学年に未実施である単元末テストは、今年度行う。</p>
<p>問34 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。</p>	
<p>○留学の単位認定に当たっては、実際の留学期間や、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要です。</p> <p>○今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、留学先において授業を十分に受けることができなかった場合については、単位の認定に当たっては弾力的に対処し、当該生徒の進級、進学等に不利益が生じないように配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>○その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容に</p>	

<p>については、必要に応じて、家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うなど配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>○特に、外国における学習の一部を必修教科・科目の履修とみなして単位を認定する場合には、そのような配慮が必要であると考えています。</p>	
<p>問35 本年度から全面実施される新小学校学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。【05.13 更新】</p>	
<p>○学校再開後の各教科等の指導に当たっては、まずは教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導するなど、令和2年3月24日の事務次官通知において示している感染症対策を講じていただいた上で、新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っていただきたいと考えています。</p> <p>○なお、それでもなお感染の可能性が高い一部の学習活動については、当分の間、実施しないこととし、具体的な事例については、次の問において示しています。</p>	<p>○ペア学習や、小グループでの話し合い活動は、当面の間行わないが、紙面や画面上での交流や、教師を介した交流、また、「傾き」「各種ハンドサイン」等によるコミュニケーションは、可能と考える。</p>
<p>問36 各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。【05.13 更新】</p>	
<p>○各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動 ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習 ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動 ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習 ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事 <p>○なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じてください。</p>	<p>○当面の間は、音楽科は「音楽づくり」、家庭科は「座学内容」や「縫い物」、体育は「走・跳の運動」など、個々に活動することができる内容を行う。そのため、カリキュラムの大幅な変更を行う。</p> <p>○学校行事については、「学校生活の充実」の面からも、全面的に中止するのではなく、内容と方法の変更を検討し、可能なものについては、実現するように工夫する。</p>
<p>問37 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、今年度は実施できないのか。【05.13 新規】</p>	
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動ができない可能性が高いことを踏まえて、指導順序の変更</p>	<p>○当面の間は、感染の可能性が高い学習活動（音読、歌唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカでの演奏、集団運動を伴う運動、調理、外</p>

<p>や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を 講じていただきたいと思います。</p> <p>○これらの学習活動が実施できるようになる時期については、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて判断されるべきものと考えており、現時点で今年度一切上記の学習活動を実施することができないというものではありません。</p>	<p>国語活動(科)での発音練習等)は行わない。</p> <p>○今年度版カリキュラムの作成。</p>
<p>問38 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域における学校においても、感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習指導は実施できないのか。 【05.13 新規】</p>	
<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域においては、当該地域の感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で、学習指導を行っていただきたいと思います。その際、「感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動の例」において示した飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの観点について、必要な範囲で参考にしていただきつつ、各種の学習活動を行っていただくことを妨げるものではありません。</p> <p>○なお、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を十分講じた上で、各教科等に共通する感染症対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する ・共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する <p>などにも併せて取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>○パソコンなど情報機器については、次亜塩素酸ナトリウム、エタノール、イソプロパノール、医療用アルコールでの消毒はできないため、使用前に手洗い・手指消毒・除菌シートでの拭き取りを徹底する。また、可能な限り、マイ手袋、ビニル手袋を着用する。</p>
<p>問39 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。</p>	
<p>○学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、共通する感染症対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する ・共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する などの取組が考えられます。 <p>○また、水産科における乗船実習を実施する際は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加を決定すること。 ・手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温 検査等の健康観察を欠かさないこと。 <p>などに留意する必要があります。</p>	
<p>問40 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。</p>	

<p>○指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う、等の柔軟な対応を図ることが考えられます。</p>	
<p>問4 1 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。</p>	
<p>○一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。</p> <p>○体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えられます。また、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、新年度当初に実施するのではなく、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。</p> <p>○また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。</p>	<p>○運動不足解消のための家庭でできるダンスDVD作成（5月22日一斉配付）</p> <p>○マスクをしての運動に関しては、熱中症対策も必要となる。そのため、「ミスト送風機一の設置」「運動後の保冷剤の活用」を行う。</p> <p>○カリキュラムの抜本の変更を行うとともに、個人でできる適切な運動プランを作成する。</p>
<p>問4 2 令和2年度の全国学力・学習状況調査はどうなるのか。</p>	
<p>○「令和2年度全国学力・学習状況調査」については、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業による学校現場への影響を考慮し、当初予定していた4月16日には実施しないことを3月17日に公表しておりましたが、その後の状況を踏まえ検討した結果、令和2年度は実施しないことといたしました（令和2年4月17日付け総合 教育政策局長通知「令和2年度全国学力・学習状況調査について」）。</p> <p>○なお、使用する予定であった問題冊子等は、各自治体や学校の判断で有効に活用していただけるよう、後日、各教育委員会及び学校等にお送りすることを予定しています。配布の時期等、詳細については、追って連絡させていただきます。</p>	
<p>問4 3 令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査はどうなるのか。</p>	
<p>○「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況・学校現場の負担軽減等を踏まえ、今年度は中止することといたしました（令和2年4月17日付けスポーツ庁次長通知「令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について」）。</p>	

～入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること～

問44 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。	
<p>○入学式や始業式を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じていただきたいと思います。</p> <p><感染拡大防止の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底 ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置 ・こまめな換気の実施 <p><開催方式の工夫の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等） ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など） 	<p>○入学式については、児童と保護者2名のみの参加とする。また、内容を簡素化し、約30分間の式とする。全体での集合写真撮影は、中止とする。</p> <p>○始業式については、午前・午後の2部制とし、参加人数を半数とする。</p> <p>○いずれの場合も、「マスクの着用」「手洗い」「消毒」「換気」などを徹底する。</p>
問45 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。【05.13更新】	
<p>○修学旅行の実施については、感染防止対策を最優先としていただき、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただきますようお願いいたします。</p> <p>○その上で、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいと考えております。</p> <p>○なお、令和2年5月1日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」に示した通り、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況下においては、学校や教育委員会等の学校設置者において適切な対応をお願いします。</p>	<p>○当初は5月実施予定だったが、9月に変更した。しかしながら、本校の実態から、進学に関わる時期に、感染症の拡大が重なることへの危惧から、来年3月実施へと変更した。また、参加については、任意とする。</p>
問46 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。【05.13更新】	
<p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための政府による学校一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等については、令和2年度補正予算に計上されている「修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援」の対象となっており、保護者の経済的な負担軽減を図るため、一定の要件を満たす場合、国が支援することとしています。</p> <p>○令和2年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した</p>	<p>○現時点では、修学旅行を3月に実施予定であるため、別途キャンセル料は必要ない。</p>

<p>場合に発生したキャンセル料等については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能ですので、各自治体の財政担当部署と調整の上、活用について検討をお願いします。</p> <p>担当：(国内の修学旅行) 初等中等教育局児童生徒課 (内2389) (海外の修学旅行) 総合教育政策局教育改革・国際課 (内3487)</p>	
<p>問47 海外への修学旅行や研修旅行について。</p>	
<p>○現在、外務省から、新型コロナウイルス感染症のため、全世界に危険情報レベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)が発出されております。また、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入城後の行動制限が行われています。加えて、我が国の水際対策として検疫体制も強化されています。したがって、海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入城後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討をいただくようお願いいたします。</p>	
<p>問48 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。</p>	
<p>○運動会等の実施に当たっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法(例えば、半日での開催など)の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討をお願いします。</p> <p>○特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。</p> <p>○また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。</p>	<p>○「三密」を避けるために、運動会を学年別スポーツデー(保護者の参観可能)に変更。</p> <p>○各学年の紅白の得点を合計し、全体として勝敗を決定する方式で行う。</p> <p>○種目に関しては、ダンスと徒競走は確定だが、その他、実現可能な競技がないか検討中。</p> <p>○午前中の実施とし、昼食は用意しない。</p>
<p>問49 3月24日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、(略)それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。</p>	
<p>○学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。</p> <p>○その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。</p>	<p>○新入生との対面式→校内オリエンテーリングに変更</p> <p>○学芸会→状況を鑑みて後日検討</p>

<p>(各学校行事における工夫の例) ※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など） <ul style="list-style-type: none"> ・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など ◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など） <ul style="list-style-type: none"> ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会をハーサルのみとする ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など） <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など ※運動会については、前問をご確認ください。 ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事 <p style="margin-left: 20px;">(次官通知別添1のIの3に示すところに加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動 <ul style="list-style-type: none"> ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診→体育館にて実施 ○臨海学舎→中止 ○運動会→学年別スポーツデーに変更 ○遠足→状況を鑑みて後日検討 実施する場合も、公共交通機関を利用せず、貸し切りバスを利用する。 ○宿泊行事→3月実施
--	--

☆以下 問い49～問い53については、部活動に関することであるため、小学校である本校においては、その内容を割愛する。

～部活動に関すること～

<p>問50 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。</p>	
<p>○部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。 ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の 	<p>○PTAクラブ活動については、当面の間、自粛していただくよう、お願いする。ただし、状況が変化次第、活動を順次開始できるよう、準備を行っておくようにする。</p>

<p>間、密集せずに距離を取って行うことができる活動 に替えるなどの工夫をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。 ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。 ・活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。 <p>○なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。</p>	
<p>問5 1 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。【05.13 更新】</p>	
<p>○全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の解を踏まえ、3月20日及び5月4日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いいたします。</p> <p>○学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いいたします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。</p>	
<p>問5 2 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。【05.13 新規】</p>	
<p>○先般、今年の夏のインターハイや全中大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定がなされたところです。部活動に参加する生徒の大きな目標の一つである夏の全国大会が春の全国大会に続き中</p>	

<p>止となったことは、部活動に参加する生徒にとっては極めて残念なことであり、大会関係者にとっては苦渋の決断であったと考えます。</p> <p>○特に、熱心に部活動に取り組んできた最終学年の生徒にとっては、これまでの活動の集大成の場が失われてしまうこととなるため、生徒の意向や心情を踏まえ、中止となった全国大会に代わり3年生が出場できる何らかの地方大会（都道府県単位などの大会）の実現に向けて、スポーツ庁として、どのような支援を実施できるか検討を進めたいと考えております。</p> <p>○このような考え方の下、4月30日付けで、スポーツ庁から「部活動における今夏の全国大会の中止に伴う各地域での代替案の検討について（依頼）」通知を発出したところです。今後、各地域の感染状況の推移を十分に見極めつつ、部活動を含む学校教育活動が安全に実施できるような状況となることが前提ですが、各地域での地方大会の実現に向けて、後日、各都道府県の教育委員会を通じて、関係団体のお考えや要望などをお伺いする予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	
<p>問53 部活動の再開と部活動改革の推進について</p>	
<p>○部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。</p> <p>○また、学校の設置者においても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行、地方大会の見直しなど、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施していただくようお願いします。</p>	

～学校給食に関すること～

<p>問54 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。</p>	
<p>○配食時のマスクの着用は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために必要とされています。</p> <p>○必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えありません。</p>	<p>○マスクは1日中着用する。</p>
<p>問55 給食の会食時の留意事項はあるか。</p>	
<p>○給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する必要があります。</p>	<p>○校時表にて手洗いタイムを設定する。</p> <p>○全員一方向を向いて喫食する。</p>

○会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられます。	
--	--

～公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること～

問56 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等のサービスはどのように取り扱われるのか。	
<p>○学校の再開に当たっては、当該学校を設置する地方公共団体における方針を踏まえ、授業等を実施するために必要な体制等を整えていただくこととなります。その上で、教職員自身の健康にも配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤についても可能な範囲で推進するようお願いいたします。</p> <p>○また、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員のサービスについて引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。なお、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。</p>	<p>○教職員は、毎朝検温を行い、報告・記録する。</p> <p>○「密」になる会議は行わず、Teamsの導入を行い、また教職員間でのLINEグループを作成し、連絡・情報共有を行う。</p> <p>○発熱していなくても、少しでも平常時と体調の変化が感じられる場合や、同居の家族に体調不良者がいた場合は、無理せず、在宅勤務とするように指導する。また、その場合は、症状が緩和した後の4日間は、在宅勤務とする。</p>

～放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること～

問57 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。	
<p>○放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要です。</p> <p>○このため、学校を再開する場合でも、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進いただきたいと考えています。</p>	
問58 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。	
<p>○国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用(※)に当たるため、財産処分には該当せず手続は不要となります。</p> <p>※一時的な使用：学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。</p>	

～子供の安全確保に関すること～

問62 学校教育活動再開後の登下校時の安全確保について。【05.21 更新】	
<p>○学校、教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、臨時休業等の措置を行っていただいておりますが、今後、地域の感染状況に応じて、段階的に学校教育活動が再開されていくことが見込まれます。</p> <p>○学校教育活動の再開に際しては、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点を踏まえた安全指導を行うことが重要です。特に通学に不慣れな小学校第1学年の児童の通学中の安全確保等に十分注意していただくようお願いします。</p> <p>○また、文部科学省としては、関係府庁を通じて警察や自治体の交通安全担当部署にも協力を依頼しています。登下校の際には、地域の関係機関と連携しての見守り活動等により、児童生徒の安全確保に努めていただくようお願いします。特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校することも想定されますので、特段の注意をお願いします。</p> <p>○なお、登下校中の新型コロナウイルス感染症対策についても、引き続き登下校時間帯の分散や、集団登下校の際に密接（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる状態）とならないよう指導することなどの工夫や配慮をお願いします。</p>	<p>○現時点では、「学級を2分割した分割登校」と、「学年によって休み時間を分散させるよう工夫した分散登校」の2つの校時表を作成している。</p> <p>○6月1日（月）～19日（金）までは、「分割登校期間」とし、それ以降の登校については、状況を見て判断する。</p> <p>○いずれの場合も、登下校の時刻に児童が集中しないよう、時間差を設けている。</p> <p>○下校については、保護者の見守りサポートを全保護者へ依頼するとともに、教職員で分担し、児童の下校を見守り、安全確保に努める。</p>

～学校図書館の活用に関すること～

問102 学校の段階的な再開にあたって、学校図書館はどのようなことに留意すればいいのか。【05.21 新規】	
<p>○子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。</p> <p>○学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。</p> <p>○学校図書館の中には、臨時休業中においても、</p> <p>①電話やインターネットで予約した本の貸出しや、自宅への郵送サービス等を行う。</p> <p>②生徒が借りる時間を予約し、時間を区切り本を貸し出す。等の取組を行っている例があります。休業中の学校においては、こうした例も参考にさせていただくようお願いします。</p> <p>○また、分散登校を行う場合には、感染症対策を徹底した上で貸出</p>	<p>○19日（金）までは、図書室開放を行わない。</p> <p>○図書書籍消毒機を新たに導入し、返却後、消毒を行う。</p> <p>○本を選ぶ際には、いろいろな本を触ることが想定されるため、1冊本を選ぶまでは、ビニル手袋を着用させる。</p> <p>○図書室を利用する際には、「三密」に注意し、着席する場所を担当が指定する。</p>

等を行うことが望ましいほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合には、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられます。

○なお、開館にあたっては、公益社団法人日本図書館協会により「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（5月14日公表）が作成されていますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。